

要望事項 8 医師の確保・養成について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟各県は、人口 10 万人当たりの医師数が全国平均を下回り、全国平均の半分に満たない二次保健医療圏があることや、小児科や産婦人科はもとより、内科や外科等の基本的な診療科においても、医師が不足するなど極めて深刻な状況にある。

このような中、5 月 28 日に開催された国の「医療従事者の需給に関する検討会」において、平成 32、33 年度は暫定的に現状の医学部定員を概ね維持することとされたが、34 年度以降の取扱いも含め、その詳細は不透明である。

また、新専門医制度については、都道府県間や地域間の医師偏在や診療科偏在を助長するのではないかと等、地域医療の確保への影響に対する懸念が依然として強くある。

については、次の事項について、地域の実状を踏まえ特段の措置を講じられたい。

- 1 医学部定員の臨時定員増及び地域枠制度に関しては、地域の実状に応じて、平成 32 年度以降も継続できるようにするとともに、地域医療介護総合確保基金による支援を継続し、都道府県に十分な財政措置を講じること。
- 2 新専門医制度については、特定の病院や診療科に医師が集中し、地域や診療科の偏在が助長されることのないよう、国が主体的に関与し、対策を講じること。